

仕 様 書

1. 業務件名

令和7年度クレジットカード方式による電気料金の決済業務

2. 業務内容

本業務は、業務受託者（以下「乙」という。）が資源エネルギー庁（以下「甲」という。）を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）から甲に対して電気料金の支払請求が発生した都度、甲に代わり、東北電力の定める期限までにクレジットカードを用いた方法により立替払いを実施（以下「カード決済」という。）することとする。また、乙は、甲に代わり、カード決済を実施した金額（以下「カード利用金額」という。）を甲に請求を行うものとする。

3. 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
（本業務期間は60か月間を予定している。）

4. 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 甲が申込みを行いカード決済に利用できるクレジットカードであり、カードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、キャッシング機能を付与しないこと。
- (2) 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号を付与するものとする。
- (3) 会員番号の予定発行件数は1件とする。なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上でその発行件数を変更することを妨げないものとする。
- (4) 年会費、発行(再発行を含む)手数料、退会等の手続きに要する手数料及び甲のカード決済の利用に伴う手数料は発生しないものとする。
- (5) 甲は、甲の管理する建物（以下「建物」という。）において発生した電気料金の支払について、カード決済を利用することとする。
- (6) 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込払いとすること。乙は、甲に対し、カード利用金額の支払いにおける振込先口座を書面にて連絡すること。
- (7) 乙は、請求書発行に当たっては、カード決済利用に係る利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を添付すること。
- (8) カード決済の締切日、請求書発行期日及び振込期日については、甲乙協議の上決定するものとする。
ただし、令和8年2月分のカード利用金額（当庁における令和8年1月に使用した電気の使用料金）に係る請求書については、同年3月13日までに甲に到達するように発行することとする。
- (9) 乙は、甲及び建物における甲以外の入居者それぞれからの振込払いを可能とすること（添付1参照）。なお、甲はカード利用金額の支払いに際し、甲及び建物における甲以外の入居者が分担する金額を事前に乙に通知するものとする。
- (10) 東北電力に対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、

甲に対して遅延損害に関わる一切の請求を行わないものとする。

- (11) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続を行うと共に、その後の事務に影響が生じないように、速やかに甲に対し会員番号の変更を行うこと。

5. カード利用金額

次の金額がカード決済可能であること。

- | | |
|----------------------|-------------|
| (1) 月最大利用額 | 100,000 円 |
| (2) 契約期間内における利用見込額合計 | 1,000,000 円 |

6. その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受託に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。